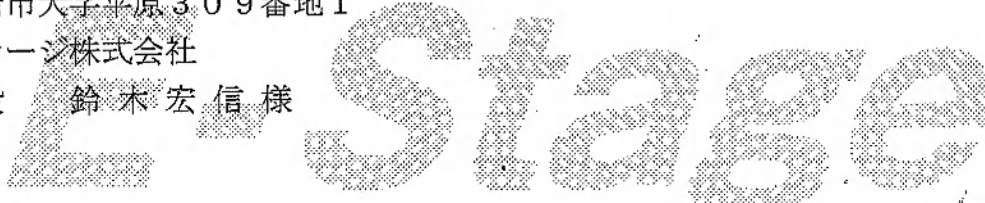




29 軽生第400号  
平成30年2月26日

一般廃棄物処理業（し尿は除く）許可証

長野県小諸市大字平原309番地1  
イー・ステージ株式会社  
代表取締役 鈴木宏信様



軽井沢町長 藤 巻



平成30年2月2日付けで申請のあった一般廃棄物処理業の許可については、軽井沢町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の規定により、下記条件を付して許可します。

許可の種類	収集運搬業
取扱一般廃棄物	一般廃棄物（し尿は除く）
許可の区域	軽井沢町全域
許可の期間	自：平成30年3月18日 至：平成32年3月17日
許可の条件	<ol style="list-style-type: none"><li>1. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び同法律施行令並びに同法律施行規則を遵守すること。</li><li>2. 軽井沢町廃棄物の処理及び清掃に関する条例及び同条例施行規則を遵守すること。</li><li>3. 本許可証は、他人に貸与し又は譲渡してはならない。 また、この権利を他人に譲渡し又は義務履行を他人に委任し、若しくは代行させてはならない。</li><li>4. 廃棄物を軽井沢町しん茶処理場及び、佐久グリーンセンターに搬入する際は、予め軽井沢町の承諾を得るとともに軽井沢町の規定する分別形態等を遵守すること。</li><li>5. 上記施設に、他市町村の廃棄物と軽井沢町にて収集した廃棄物を、混入して搬入しないこと。また、家庭系廃棄物と事業系廃棄物を混入しないこと。</li><li>6. 軽井沢町で収集した廃棄物を町外に搬出し処理する場合は、事前に軽井沢町環境課と協議の上、搬出すること。</li><li>7. 上記施設に、搬入不可能物を搬入しないこと。</li><li>8. 廃棄物の運搬に際し、汚水等の流出等が無いよう配慮すること。</li><li>9. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び関係法令に定める基準に適合しなくなったときは、当該許可は取り消す。</li></ol>